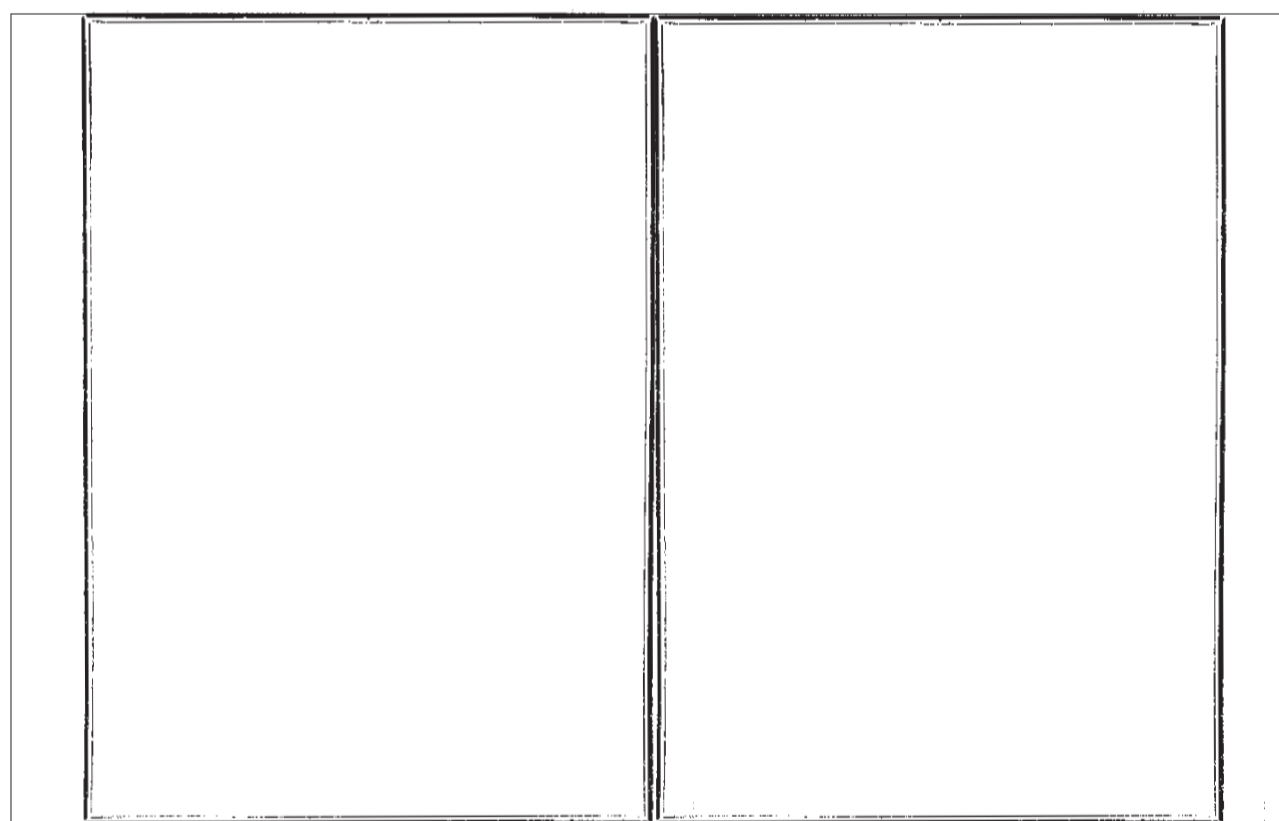
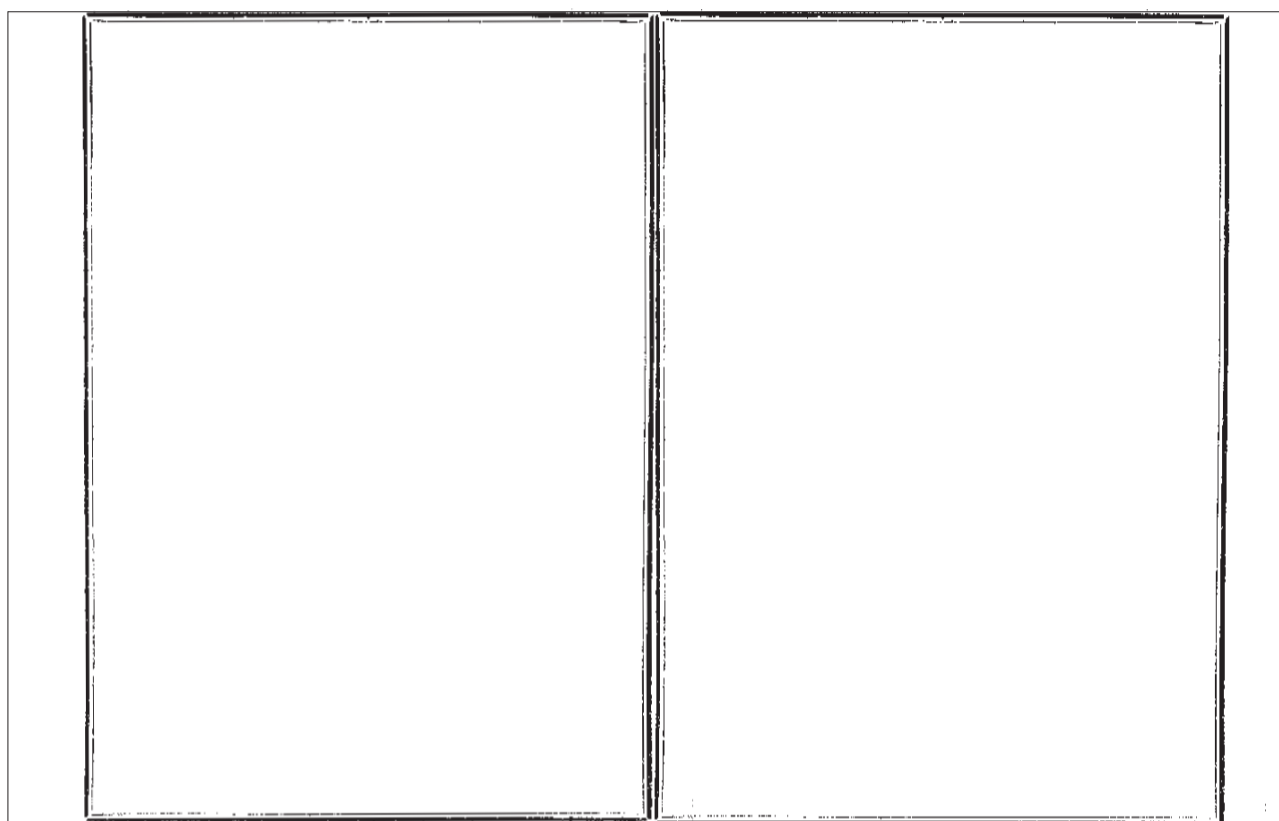


議事錄第二十一號

大正十二年第七次臨時民會議事錄

天津日本居留民團



大正十二年第七次臨時民會議事錄

第一日

大正十二年二月三日於公會堂議事室

議事日程

第一、土地家屋買收費特別會計條例案
 第二、土地家屋買收ノ爲メ起債ノ件
 第三、特別會計土地家屋買收費監算入出豫算案
 出席議員

宮木政央	酒本勇四郎	白井忠三	浦川昌義
山内治平	田中昌次郎	大野榮	椛井直吉
飯田百枝	速水篤次郎	志田次郎	櫻井盛彦
黒澤兼次郎	日井邦太郎	和田藤次郎	中山盛治
永戸新五	牧尚一	澁谷秀男	金山喜八郎
泉野四郎	余繩貞	大澤大之助	富永寶堅
副田重次郎	相原俊夫	河野康通	福島次作
中橋榮吉	秋野隆一	中戸川孝造	千葉初藏
松村利男	橋本國三郎	日高松四郎	川島範安
三文字圓五郎	窪田實	川島鏡一	

百七十五名

(2)

小宮山繁	岸本辰十	田村多吉	兒島鷺麿
石田留吉	本田豐記	會根章	阿部安之助
中谷幸治郎	板倉晋	黒澤芳之助	田中雄一郎
菊地武	増永源次郎	植前香	西原萬太郎
花里初太郎	遠山猛雄	玉井利三郎	佐治爲壽
益寺伸暢	幸寺貞治郎	茨木民藏	秋田重治郎
鈴木藤三郎	兒玉貞雄	吉野久七	好富道明
堀谷信次	藤田語郎	大塚鈴男	高橋幸夫
桑原謙助	藤原環一	小谷万治郎	上野藤三
清水幸三郎	長谷川義三郎	森川照太	小野傳七
星野順次郎	小島八藏	高橋兵三	瓦齋達三郎
檜垣恭興	逸見常藏	諸岡三郎	太田岩吉
武田守信	柏井光彦	折目民夫	平井久一
柴崎誠行	天田朝義	沼田俊次	中村常三郎
野崎誠近	藤江眞文	沼田順一	富成一七
山内令三郎	赤谷由助	友田諭一	尾方倉七
山口正夫	眞藤乘生	岩崎剛	中島義雄
西川源太郎	楠徳市		村上淺吉
長瀬安平	眞藤傳三郎		

(1)

張式湘	胡廷章	黃析泉	劉笑佛
趙聯榮	白石榮	邢錦鑑	劉芳園
樊景泉	石榮	王贊廷	厚子堂
許子泉	岳永榮	郭子楊	魯子豐
衛子川	周勤軒	米文元	陳志寶
王印書	沈雲卿	鄭馨廷	王鳳翔
宋鴻書	周保忠	中華煙草株式會社	黒澤兼次郎
日本郵船株式會社	大久保忠雄	東亞煙草株式會社	中島盛彦
大倉商會株式會社	速水篤次郎	三菱商會株式會社	相原俊夫
渡邊與三郎	渡邊美雄	三井物產株式會社	岡崎省藏
稻畑商店	高橋幸夫	三井物產株式會社	川島範安
利中公司	好富道明	天津銀行	田村多吉
秋田虎次郎	丹羽有一郎	天津倉庫株式會社	田村多吉
平野洋行	鈴木小平	天津土地建	乙竹茂郎
日本綿花株式會社	砂田實	物產株式會社	守友三郎
岩永キミ	杉本政吉	橫濱正金銀行	長岡庄八
松昌洋行	山口正夫	北野周次郎	

(2)

大文洋行	天田朝義	佐々木長治郎	阪野銀次郎
鶴田ユキ	鶴田武治	鶴野梅三郎	秋田重治郎
中村唯子	中村常三郎	怡豐洋行	石井繁雄
朝鮮銀行	冷幸田清	住友合資會社	阪本信一
陳永祿	劉學政	鄭志臣	周世榮
曲同豐	曲啓久	鄭俊吉	劉廷輔
羅治安	鄭辛久		

○午後九時開場 (拍手起る)
 ○議長(中島盛彦君) (拍手起る)
 一言御挨拶致します、今夕御集會を願ひましたが、生憎議員總數の八百三十一名に對して、唯今迄御集會になつた御方が百七十一名であります、内日本人百三十八名、中國人三十三名云ふことになつて居る、之を居留民團法施行規則第二十五條に當照する、尙ほ百六名の不足になつて居ります、從つて今夕は流會と云ふことに決定致しましたので、甚だ遺憾ではあるが、不意御集會を願ひたい、御承知の如く居留民團の臨時會は、通常會と異り、何うしても此法規の上から定數の如何に充たなければならぬ、通常會であれば、最初の日に流會となれば翌日から定數の如何に係らず開會が出来るが、臨時民團はさう云ふ譯には行かぬ、斯様な次第で洵に遺憾であります、流會しなければならぬ、而して今回は必要に迫られて、此臨時民團を開かれると共に、重要な議案が附議せられることになつて居ります、最初の日には於て斯くては誠に残念であります、明日は何うかして法規に定められてある定數に充たさせ

て此會を成立させたいと考へるのであります。就ては明日は各位に於ても繰合せ御參集を願ひ
向は御氣付の方々で本夕御出掛の無い方々を、日本人にしても中國人にしても御勸誘を願ひ、
又已むを得ず缺席しなければならぬと云ふ方があれば其委任を受けるか、何かかして明日の
會をして成立せしめたいと思ふのであります。御承知の通り臨時民會は會期は三日間になつて
居りますが、何うしても會議が開けないと云ふことになるに、斯うして三日間を潰してつて
最後に總領事の裁断に依たなければならぬ、吾々民會に議席を有つて居るものから考へるに遺
憾であつて、居留民會の體面に係はるのみならず、洵に面白くない先例を貽す譯でありますか
ら申す迄もなく明晩は斯う云ふ結果ならぬやうに、御配慮御盡力を願ひます、本夕の流會は
御參集の諸君に對して洵に御氣の毒であります。(拍手起る)

第二日

大正十二年二月四日於公會堂議事室

出席議員

110人

- 宮木 政典 小谷 万治郎 山内 治平 飯田 百枝
黒澤 芳之助 小倉 知正 沖田 介次郎 中橋 榮吉
酒本 勇四郎 藤田 語郎 中島 盛彦 速水 篤次郎
浦川 昌義 日高 松四郎 川島 範三 大江 田正義
桑原 鎌助 植前 香 阿部 安之助 永戸 新五
小松 崎千代松

- (6) 高木 正義 松村 利男 中村 常三郎 大澤 大之助
金子 嘉一郎 岡田 晴光 小 平 傳七 内 森 春吉
檜垣 恭興 三文字 圓五郎 天 田 朝 義 貞 山 利 一
高橋 兵三 増 永 源 次郎 三 谷 爲 吉 清 水 米 藏
瓦 葦 達 三 郎 長 瀬 安 平 秋 田 重 治 郎 中 村 省 藏
橋 本 國 三 郎 長 野 順 次 郎 千 葉 初 藏 田 村 俊 次
櫻 井 直 治 遠 山 猛 雄 福 島 次 作 神 谷 佐 兵 衛
川 島 貫 明 田 中 昌 次 郎 花 里 初 太 郎 富 永 寶 堅
眞 藤 葉 生 藤 江 眞 文 折 目 民 夫 吉 田 房 次 郎
平 井 久 一 江 藤 榮 吉 小 林 陽 之 助 友 田 諭 一
林 久 知 志 田 次 郎 平 岩 銳 藏 太 田 岩 吉
中 谷 幸 治 郎 森 川 照 太 相 原 俊 夫 岡 本 吉 太 郎
西 村 博 金 山 喜 八 郎 上 野 藤 三 石 川 通
石 田 留 吉 岩 崎 剛 太 田 丘 平 中 村 博 海
清水 幸三郎 岩崎 剛 小宮山 繁 田中 鑑太郎
富成一二 西川源太郎 長谷川 義三郎 楠 德 市
菊地 武 尾崎 寅吉 赤山 今朝治
山内 令三郎
柏井 光彦

- (7) 張 澤 民 王 鳳 翔 大 倉 商 事 株 式 會 社 代 人 速 水 篤 次 郎
日 本 郵 船 株 式 會 社 代 人 大 久 保 忠 雄 三 井 物 産 株 式 會 社 代 人 岡 崎 省 藏
天 津 製 綿 會 社 代 人 沖 田 介 次 郎 中 村 唯 子 代 人 中 村 常 三 郎
天 津 信 託 興 業 株 式 會 社 代 人 沖 田 介 次 郎 平 野 洋 行 代 人 鈴 木 小 平
結 城 洋 行 代 人 沖 田 介 次 郎 大 文 洋 行 代 人 天 田 朝 義
中 華 煙 草 會 社 代 人 黑 澤 兼 次 郎 住 友 合 資 會 社 代 人 阪 本 信 一
東 亞 煙 草 會 社 代 人 中 島 盛 彦 岩 永 三 代 人 杉 本 政 吉
鶴 田 武 治 代 人 鶴 田 武 治 隆 和 公 司 代 人 內 山 春 吉
天 津 銀 行 代 人 川 島 範 三 代 人 江 商 株 式 會 社 代 人 松 原 秀 三
永 安 平 吉 代 人 小 倉 知 正 長 岡 八 十 吉 代 人 長 岡 重 治 郎
稻 畑 商 店 代 人 高 橋 幸 夫 代 人 鶴 野 梅 三 郎 代 人 秋 田 重 治 郎
森 本 光 二 代 人 川 崎 八 郎 代 人 三 菱 商 事 株 式 會 社 代 人 相 原 俊 夫
北 野 周 次 郎 代 人 守 友 三 郎 代 人 羅 治 安 代 人 周 章 久
怡 豐 洋 行 代 人 石 井 繁 雄 代 人 羅 志 臣 代 人 周 世 榮
曲 同 豐 代 人 曲 啓 豐 代 人 羅 志 臣 代 人 周 世 榮

- (8) 張 子 廷 張 貴 山 王 翰 玉 趙 樹 聲 李 振 鐸 王 翰 玉 趙 樹 聲 李 振 鐸 王 翰 玉
王 恩 榮 周 天 放 張 元 成 王 翰 玉 趙 樹 聲 李 振 鐸 王 翰 玉
王 華 亭 劉 映 辰 包 式 元 科 成 王 翰 玉 趙 樹 聲 李 振 鐸 王 翰 玉
宋 良 增 劉 軒 辰 包 式 元 科 成 王 翰 玉 趙 樹 聲 李 振 鐸 王 翰 玉
陸 宗 興 周 錫 卿 郭 文 揚 王 翰 玉 趙 樹 聲 李 振 鐸 王 翰 玉
董 尚 勤 張 錫 九 郭 文 揚 王 翰 玉 趙 樹 聲 李 振 鐸 王 翰 玉
劉 師 之 竹 波 興 周 錫 卿 郭 文 揚 王 翰 玉 趙 樹 聲 李 振 鐸 王 翰 玉
胡 雲 階 陳 雅 齋 張 錫 九 郭 文 揚 王 翰 玉 趙 樹 聲 李 振 鐸 王 翰 玉
黃 子 雲 莫 善 熾 張 錫 九 郭 文 揚 王 翰 玉 趙 樹 聲 李 振 鐸 王 翰 玉
張 華 華 張 錫 九 郭 文 揚 王 翰 玉 趙 樹 聲 李 振 鐸 王 翰 玉
孟 玉 錫 泉 林 臣 南 亭 張 錫 九 郭 文 揚 王 翰 玉 趙 樹 聲 李 振 鐸 王 翰 玉
厚 德 秋 鏡 泉 林 臣 南 亭 張 錫 九 郭 文 揚 王 翰 玉 趙 樹 聲 李 振 鐸 王 翰 玉
伊 政 堂 胡 廷 恩 張 錫 九 郭 文 揚 王 翰 玉 趙 樹 聲 李 振 鐸 王 翰 玉
魯 子 豐 劉 秦 墨 莊 洪 欽 胡 章 守 怡

○午後九時六分開場
中島議長議長席に着く (拍手起る)

○議長(中島盛彦君) 例に依りまして御挨拶致します、本夕斯の如く多数の御参集を頂きまして、矢張り昨晚と同様定数に充たないものでありまして、遺憾ながら流會の已むを得ないことになりました、昨晚も御話致しましたやうに目下の議員總数は八百三十一名ある所に、臨時民會の規定に依りまして、其三分の一即ち二百七十七名の出席を得なければ會議が成立しないのであります、然るに本夕の出席者は、總計百九十七名で日本人百十四名、中國人八十三名、其内の二十九名は代人になつて居ります、之を定数より差引するに尚ほ八十名の不足になつて居る、昨晚も流會して、復た本夕も此始末なるは私共としては頗る遺憾の次第であります、私は議長として、折角御出下された皆様に対して昨晚も御断りをしななければならぬと云ふことは、洵に申譯に苦しむのであります、法規上より致方ないこと云ふことになるので、何卒此点は充分御諒解を願ひたいと存じます、今更事新しく御話する迄もなく、此臨時民會は重要な議案を附議せんとするが故に今少しく此民會の議事に對する熱心なる御精神があつたならば、縱令其處に事故あり若くは不在であること云ふ理由があるにしても、奮つて御出席になつたならば、定数の御出席は何でもないことと考へます、然るにも拘らず、今日の如き結果を見るに至つては、衷心此租界の爲めに不安の念を禁ずることか出来ない、尤も御出席の少いこと云ふ理由は茲に申し上げました事柄の外に、民團法規の上にも多少の不備があつて、何うしても二百七十有餘の議員を集めなければならぬこと云ふことは幾分困難に感ぜられる、一部法規の改正を云ふことに就ては、皆様の間にも夫々御説もあるやうであり、吾々其衝に當つて居る者に於

ても、今少し容易く、召集の出来る、行はれ易い規定に更めなければならぬこと云ふ考を有つて居ります、併し是は將來の問題でありまして唯今申上げたやうに日支多数の議員が御出にならぬこと云ふことは、或は何處かに無關心の方々もある爲ではないかと考へられて残念に思ふのであります、又此民會の立場から考へますと、監督官廳に對しても、洵に不面目な次第であります、第一明日再び此流會を繰返すことになれば、昨晚御注意したやうに、總領事の職務に依つて決定せられることになりませんが、是は吾々として忍びない所であり、而して今回の臨時民會の議案は團債起債の件であつて、今日此團債を起すことになつたことは、我租界に取つては一つの福音であつて、議員許りでなく、多数の人に歡迎されて居るものと信じて居りますが、若し此が臨時民會に於て討議することが出来ず、會期の三日間を過ぎることになれば此相手方たる即ち東西興業に對して體裁の悪いことであり、此租界の將來を考へて見れば、團債を起すことは必ずしも歡迎すべきことでないが、乍併今日の立場から考へて租界開發の爲めには幾多の團債を要するかも知れぬ、徒らに團債を起して吾々の負担を増すことには賛同は出来ませんが、乍併之を有利に運用して、將來此團債に依つて一面租界が益發展され、一面に於て其餘惠を受けて、吾々の負担が減つて来ること云ふ結果を視るべき必要なる團債なれば、多々益々之に依らなければならぬのであります、然るに今回の議案は御承知の如く、行政委員会より提案され、大正十年の代行に於て決議されて請願した結果であつて、殊に日井議長の如きは一方私事を擲つて十ヶ月も東京に滞在され、漸く所期の目的を達せられたのであります、是は我租界に取つて大なる成功であつて、私は衷心同氏及び其衝に當られた各位に對して感謝の意を表して居る次第であります、考へて見れば八百三十一名の議員数を有つて居つて、之が三分の一

即ち二百七十七名に達しない爲に會議が出来ないこと云ふことは、洵に慚愧の至りで、租界に取つて好ましく現れぬ考へます、之を要するに法規も改正しなければならず、議員も多少熱心でなければならぬと考へるのであります、私の所感としては以上申上げたことに止めたと思ひます、併し三日の會期が明日を剩して居るのみで、今夕御参集の各位に對しては誠に申難い次第であります、希くは明晩は多数の御出席を願ひ、是非此臨時民會を穿出度成させしめて、而して此重要な議案を御討議下さるやうに、呉々も御願ひする次第であります、其御積りで皆様に御参集を願ふと同時に、御氣付の方で御出の無い方を御誘合せの上、是非御参集を願ひたいのであります、其だ譯々しく所感を述べましたが、今晩は之を以て散會致します、明晩も矢張り七時から開會することになつて居りますが、御苦勞ながら御出席あらんことを希望する次第であります

第三日

大正十二年二月五日於公會堂議事室

○出席議員

(三百二十一名)

- | | | | |
|-------|--------|--------|-------|
| 山内治平 | 浦川昌義 | 川崎半藏 | 中村常三郎 |
| 酒本勇四郎 | 小谷万次郎 | 岡田實三郎 | 檜垣恭典 |
| 松村利男 | 小松崎千代松 | 宮木政央 | 柳晋 |
| 根本永雄 | 櫻井直治 | 速水篤次郎 | 品川清一郎 |
| 田中昌次郎 | 玉井利三郎 | 岡本久雄 | 井上米二郎 |
| 永戸新五 | 池田常太郎 | 犬塚尙一 | 神谷佐兵衛 |
| 原野常吉 | 富永寶堅 | 三井龜吉 | 高橋兵三 |
| 太田丘平 | 黒澤兼次郎 | 清水米藏 | 小平傳七 |
| 奥田千之 | 岡田晴光 | 小宮山繁 | 山口正夫 |
| 日高松四郎 | 三文字圓五郎 | 富岡太市 | 川島院一 |
| 渡邊鐵二 | 桑原鐵助 | 花里初太郎 | 兒玉貞雄 |
| 副田重次郎 | 阿部安之助 | 藤井榮左工門 | 天田朝義 |
| 眞野清太郎 | 楠徳市 | 星野順次郎 | 赤井聰作 |
| 白井邦太郎 | 林久知 | 千葉初藏 | 曾根章 |
| 中戸川孝造 | 赤谷由助 | 岸本辰十 | 鈴木藤三郎 |
| 赤山今朝治 | 金子嘉一郎 | 武田守信 | 大澤大之助 |
| | | | 村上淺吉 |

(14)

陳蕭揚王趙劉王營魯韓蘭郭范張馬張呂王總
永香朋益玉少風賀子成秀文瑞炳芝幼鴻雲
祿輔川齋書雲翔甫豐林園揚生常軒珍才賓寶
會沈石隋卞樓范張趙康張馬蘇李何劉馬董孫
慶勤作占明哲竹捷樹起玉玉恩稚竹輔楚竹寶
生軒藩魁仙卿齋安聲榮成亭貴亭卿廷山波黎
王許張胡于王王宋包王李安白周張黃劉翟柯
鳳敏鶴樹善昇瑞子駿玉廣瑞恩永仲忻鶴捷子
鳴從林屏亭臣臣良卿亭茂棠榮峯年泉籌三君
黃李潘劉賈劉裕張盛洪李徐田孫崔王張李汪
翰季士子耀鼎德式善允十永子玉雅耀貴獻大
臣之俊蘭廷卿司湘臣欽一興珍祺泉亭山廷燮

(13)

喬岡幸藤佐白折本長牧菊志金山小石藤小橋
本寺井治井目間谷地田山倉原島本國
吉貞兵爲忠民俊川喜八義瑠八三
太郎治三壽三夫介三郎一明一藏
紀內足清水秋中田篠友中相沼三藤佐川吉田
錦山立水田重谷村本島原田谷田藤藤藤島野
齋春桂幸次重次俊太盛俊順爲語玖野久
齋吉治三郎郎次太郎一彦夫一吉郎作七
劉余西小石森中味柏羽平藤小山林植大
文蠅原川田川島島岡井田井江內前野
仲貞太郎助吉太照義昇久真陽令三榮
李稻壠今黃兒遠石太土柴小長中岩倉
星川谷井藤島山田田岐崎山潮山崎橋
橋多信茂生鷹猛通吉直郎郎平治剛新三
橋四郎次茂生鷹猛通吉直郎郎平治剛新三

(16)

日本錦花株式代	砂田實	宮崎勇雄代	櫻井直治
須藤政平代	櫻井直治	鶴田ユキ代	鶴田武治
中華樓株式代	黑澤兼次郎	秋田虎次郎代	丹羽有一郎
川勝定市代	水田三郎	松昌洋行代	山口正夫
江商株式會社代	松原秀三	中山誠次代	山本乾吉
大文洋行代	天田朝義	三井物產株式代	岡崎省藏
空附實代	赤山今朝治	武內桂次郎代	赤山今朝治
平野洋行代	鈴木小吉	長岡八十吉代	長岡庄八
株式天津銀行代	川島範彦	怡豐洋行代	石井繁雄
北野周次郎代	守友三郎	三菱商事株式代	相原俊夫
日本郵船株式代	大久保忠雄	鷗梅野三郎代	秋田重次郎
橫濱正金銀行代	乙竹茂郎	中島宇之助代	折目民夫
柴坂直行代	折目民夫	林タツ代	渡邊又次郎
山尾美津代	山尾市次郎	茨木民藏代	田村多吉
藤澤豹二代	小宮山繁	中村久子代	野上一浪

(15)

大倉商事株式代	連水篤次郎	稻畑商店代	高橋幸夫
住友合資會社代	阪本信一	中村唯子代	中村常三郎
周魏喆生	黃聯第	英織南	田村多吉
周麟書	趙聯第	會星五	石筱泉
劉丹宸	胡海晏	李映椿	王子芳
宋筱田	衛千階	劉映宸	劉子芳
孟秋生	李兆麟	田文瑞	劉少華
謝竹德	王廉甫	周文興	李少華
楊師德	林樹德	孟聘林	胡守南
馬馨亭	廣樹堂	吳自孫	張錫九
廖保增	李華亭	穆竹齋	張錫九
廖榮鈞	劉潤琴	趙星齋	楊幼甫
王余之	張文生	鄭寶生	張鏡秋
劉子申	張文生	邵寶生	張鏡秋
劉子申	張文生	邵寶生	張鏡秋

降和公司 代理人 内山春吉 正村幸吉 代理人 本田豊記
 内田 徒志 代理人 兒島 鸞 武田金太郎 代理人 兒島 鸞
 西村 博 代理人 黒澤 兼次郎 東亞煙草 株式 代理人 中島 盛彦
 羅 治 安 代理人 周 章 久 鄭 志 臣 代理人 周 世 榮
 曲 同 豊 代理人 曲 啓 豊

○午後九時開會
 中島盛彦君議長席に著く (拍手起る)

○議長(中島盛彦君) 一言開會に就て御挨拶致します、今回の臨時市民會は二日共流會になつたことは皆様と共に洵に遺憾とする所であります、私は居留民會を主宰する議長として、此三日間に亘つて流會になりはしないかと非常な心を痛めたのであります、従つて昨日も申し上げたやうに、開會の期間の最後である今日も、復た流會となるに至つては總領事の御裁断に俟たなければならぬ、それは居留民會として洵に不面目でありますので、昨夜も御出席の方々に申上げたやうに、本日は暫つて御出席を御願致しました次第であります、而かも失禮ながら一般議員の方々に對して激動的の意味に於て、稍々駄辯を弄しましたが、幸に斯く多數の御出席を得たことは、一面御詫をするに同時に、御同慶に堪えない次第であります、是より吉田總領事の臨時市民會に對する「召集の辭」がありますから御静聽を望みます

○吉田總領事 私から一言申し上げます、今回の臨時市民會の開會に就ては、私よりも諸君の方がよく問題の經過等に就ては御承知のこと、考へますが、私の承知して居る所で、此日本租界經營の方法として低利資金の必要を認め、是が爲めに日井行政委員長は東京に往つて極力盡力されて此交渉が纏つたので今日其借入を認めるか否か云ふことを御諮りするのであります、是非借入を認めて貰ひたい、而して此資金を以て如何なる土地家屋を買入れるか云ふことは是から民團の當事者會社側の方に定まるのであつて、更に三月の通常民會に御諮りすることになるのであります、此低利資金の利用に就ては最も慎重に考へべき問題であるが、此低利資金を得たことは一に日井委員長の御盡力によること、考へます、此資金の契約其他に就ては日井委員長其他行政委員が協議された結果で、萬遺漏なきこと、思ひますから、各位に於ても御承認あらんことを希望する次第であります

○議長(中島盛彦君) それでは是から議案の討論に移ります、豫め御報告を致しますが、本日の出席議員二百一名、内日本人百七十八名、中國人百二十三名、而して代人が四十六名であります、恰度定数の二百七十七人に對して二十四人の超過であります、尚ほ議事日程は印刷に附して皆様の御手許に廻はしてあります、御覽の如く各議案共に自ら關聯して居りますから、之を一括して議題に供したいと思ひます、御異議ありませんか

(異議なしの聲起る)

それは三案を一括して議題に致します、尚ほ一寸御注意して置きますが、皆様に於ても議事規則を充分御存知のこと、思ひますが、第一讀會に於ては質問を先きにされて、其次に討論に移る順序に依つて行りたい、と思ひますから、豫め御承知を願ひます

○日井行政委員長 提案の經過理由を御報告致します

(日井行政委員長登壇) (拍手起る)

○日井行政委員長 諸君、當臨時市民會に附議された議案は、唯今監督官の召集の辭にもあつた通り、多年居留民が希望して居つた低利資金の調達が出来て、去る一月十日東亞興業株式會社の間に仮契約を致しました、それを民團の法規の命する所に従つて更めて諸君の御承認を仰ぐべく、當臨時市民會の召集を御願ひしたのであります、議案の第一土地家屋買収特別會計條例案、此は今總領事の御話もありましたが、此低利資金の運用に就ては、其權限は行政委員會にありませぬけれども、會計法規の命する所に依るに斯の如き特別會計條例案を御承認を仰がなければならぬ、第二土地家屋買収の爲め起債の件、是が今申す低利資金の契約案の御承認を仰ぐのであります、其次の特別會計土地家屋買収費歳入出豫算、是も亦提案の内容に於ては、其た不十分であつて、歳出の部に如何なる用途に用ゆるかを詳細に豫算することの出来ないは遺憾であります、現在の事情として是以上のものを御相談することは出来ない、併し一方に借入契約の御承認を得れば、此百萬圓は民團の收入に計上しなければならぬので、歳出の部は漠然と記してありますが、御承認を得た上で、更めて具體的の御承認を得る積りであります、是は充分考究調査を進めて行つて、土地家屋を買ふか、或は他に使ふか、それは議論も出ることであらうが、三月の通常民會に具體案に因つて御協賛を得ること、思ひます、尙此經過に就て詳しく御説明したいのであります、御質問に應じて御話申す方がよいと思ひますから、茲に提案の理由のみを申上げて置くこと、致します

○大澤大之助君 一寸御伺致したいと思ひます、私共の手許に預置してある契約書の内容であります、是は絶対のもので變へることの出来ないものであるか否かを御伺致したい、第四條の如き金の用途を限定されて居るやうであるが、事實變更の出来ないものか否かを御説明願ひたいのであります

○日井行政委員長 御質問の點に御答致しますには、勢ひ交渉の經過から申上げなければならぬことになるが、それを申上げずして、唯結果に於て變更出来るか否か云ふことになると、變更出来ない云ふことに御承知を願ひたい

○田村俊次君 一寸質問致しますが、此借款を吾々が承認するか否か云ふことは、其用途目的のみに因つて討議しなければ承認出来ないことになる、如何なる目的に使ふか云ふことに就ては、今聞く所に依るに行政委員の方にも定案が無い云ふ、來月の通常民會に於て附議すること云ふことであるが、用途が極まらずして借款だけする云ふのであります、今監督官の御話に依るに、土地建物會社の土地を買ふ云ふことではあります、其交渉が纏れば、それが、一の案であるに解明出来るが其點を少し明瞭に御願ひたいのであります

(日井行政委員長登壇)

○日井行政委員長 今大澤田村兩君の質問がありました、實は其經過を劈頭に申上げたと思つたのであります、私は今晩少し病氣でありますので申上げなかつた次第であります、御尤の御質問であります、經過から申上げますと自然御了解が出来て思ふのであります、抑も日本租界に於て低利資金の要求云ふ聲が起つたのは大正五年七月からであります、而して其七月廿七日に天津に土着の實業家に依つて一の建議が商業會社所に致されたのであります、其建議の内容は何であるか云ふと、多くの人は此天津に來て奮闘して居るけれども皆資力が

(21)

乏しい、永住の目的に於て不動産を有せしむる事は是に對する金融機關がなければならぬが、其機關が無い爲めに、在留數年に亘るものも自分の土地に居住することが困難である云云云々結果、居留民が永住的觀念を起し得ない、少し許り金でも儲けるに日本に歸つて了ふ、居留民をして天津を第二の故郷として永住せしむるには、何うしても不動産を得せしむる途を講じなければならぬ、是には政府の力を以て、政府の資金を仰いで不動産金融の途を開かう云云云々事が大正五年に一部の方々から建議されたのであります、次いで八年の七月に畧同一の顔振で再び此事が建議されたのであります、時の商業會議所の役員は評議員會を開いて、日本の爲め又此天津の發達を圖る上に於て必要な處置である云云云々で、大正八年十二月外務大臣に向つて五百萬兩の低利資金貸下の請願が出たのであります、詰り其時の目的は今回の請願の目的と畧同一であります、其内には家屋の新築費も借受けやう、下水道の敷設費も政府の低利資金を拜借したい、此の未完成的な租界を完成するには五百萬兩の金が必要から云云云々の事でありました、政府—外務省に於ても詮議の結果、尤もなる請願ではあるが土地の經營といふ事は商業會議所に於てよりも寧ろ居留民團の仕事とする方が宜からう云云云々で、大正九年の二月六日附で此旨の返事がありまして此處に此問題が民團の手に移つたのである、此ことは先日來調べた大要であります、即ち居留民團が此請願を起す前に於て五ヶ年に亘つて此要求の聲があつたのであります、行政委員會は商業會議所の建議を引續いで、更に各種の調査をして、さうして矢張り單に不動産に對する資金でなく、居留民團の事業を完成する資金を計上して、大正十年の民會に於て國庫補助請願の件として、百七十萬兩を以て土地の買入を爲し、九十萬兩を以て上下水、道路の新設を完成する、而かも此九十萬兩は政府から補助して頂戴したい

(22)

百七十萬兩は長い間に元金の返済は出来るが利息の支拂は困難であるから長期無利息の貸下を御願する云云云々請願の案で御協賛を得たのであります、其後段々政府と御相談を進めた結果、只で買入方の用途は先づ土地の買入が先決問題であるから、此二つを一緒に相談することは時日が遅れる事になるから、百七十萬兩を先きに借りて先づ土地を買ふことだけをやつてはどうか云云云々事、此百七十萬兩の請願が起つたのであります、然し此案も無利息で長期の貸下は矢張り仲々通過が困難である低利で利息を負担する事では六ヶしい、若し如何にしても最初の何年間が利息の支拂が出来ぬならば、二十萬なり三十萬なり何年間かの利息拂の余裕を見て百七十萬の範圍で出来る丈の土地を買ふ事にしたがよろう、云云云々事になつて、此處に百七十萬兩土地買入の爲め低利資金借受の請願が、大正十一年の通常民會に經過を報告した際に御承認を得た次第であります、それから昨年の四月に上京して今日の契約案が出来上つたのであります、それでありまして此資金の請願の經過から申しますれば、此金の用途は定つて居ることは明かでありまして、即ち西南方の空地を買取ることは終始一貫して居る大正五年の時とは不動産を有せしむることが最初の起りであつたが、其理由は唯今の形の空地を買取つて置く云云云々も結果に於ては同一であります、政府としても支那に在留する日本人が、第二の墳墓の地として、相携携して實業の發展を圖らねばならぬ云云云々所から来たのでありますから、政府に金が無いので東亞興業會社から借ること極めなれども、其處に主旨があるの、他に之を使ふことになり、政府の諒解を一度得なければならぬのであります、然しながら此運動開始以來天津に於ける事情も異つて居つて、最初の請願の時もバンドの工事費即ち築

(23)

港費も計上したが其時はまだ萬國橋の架換も確定して無つたので案として政府に出しても何日から使ふか云云云々になるに困るから云云云々のので最初の提案に除かれてある、然るに今日では萬國橋の改築は愈々最近に實現すると思はれる従つて築港費も必要になりました、而し今提案した低利資金を討議するに於て、是だけが天津居留民の要する全部でなく、茲に出来たものは其一部であつて、是が出来たならば土木費の國庫補助云云云々も御願しなければならぬ萬國橋のことも御願しなければならぬ、是等は尚ほ皆々研究して御願した方が好い云云云々考へて居ります、此問題は今形に於て行ける、今日の臨時民會に於て最初の目的を變更して契約の變更をさせますことは幾かでない云云云々考へますが、實行上のことは三月の通常民會迄に具体案を決定する考でありますけれども借入金を使用する期限は約一年間即ち十二年十二月迄に用途を極めれば可いのであるから、現在の事情も異なつて居るのであります、若し實行上研究の結果が土地を買入る、より以上居留民の利益を圖ることが出来れば、政府なり貸主に是を譲ることが絶対に出来ないのではないのであります、只今日此に此餘項の變更を望まれることにならぬ、愈出来る段になつて自分の都合の好い事に變へたい云云云々になるので、將來の種々の交渉の上にも悪影響を及ぼす次第でありますから、今晚は此儘にて皆様の満場一致の御承認を得たいのであります

○議長(中島盛彦君) 御質問ありませぬか

○増田泰興君 一寸伺ひますが、唯今の御説明に依りますと政府の諒解を得れば他の用途に使ふことが出来ないことでもない、大体は土地家屋の買収が目的である云云云々であります、それに就て少し伺ひますが、土地家屋を買収するに就ても最も有利に使用したいのが希望であります、唯今伺ひますと數年前からの土地建物會社の關係もあるやうであります、さう致しますと買収するに就ては數年前の地價であれば出来るが、今日に於て買収するには幾ら云云云々相當の差額がありはしないか考へる、數年前の御話の時に買収すれば是だけ云云云々契約があれば、吾々としては夫れを基礎として一應御交渉になつた方が好からうと思ひますが、其邊の御考は何うでありますか

○白井行政委員議長 此民團が引取つて請願書を出した時は百七十萬圓で十萬坪を買ふ云云云々であつて、それは正式に地主の協定を経た譯ではないが、當時の事情は其位の値段で手離すことは苦情も無つたのであります、今日は相當に騰貴して居れば、今日は餘程冷靜公平に評價して行かなければならぬ、今具體的の案はございませぬ

○大澤人之助君 一寸伺ひますが、此特別會計の所に上海通用銀云云云々で計算が出て居りますが、是は民團の會計は上海の銀で支拂するのであるか、或は天津銀でやるか、將來困難が生じはしませぬか

○白井行政委員議長 實は私も出来れば天津の通用銀にして貰ひたいと交渉したのであります、東亞興業が現に有つて居るものは上海兩でありますので、それに依つて計算して行かなければならぬことなるのであります

○桑原謙助君 伺ひますが、契約書に依るに、土地家屋云云云々のものが担保になつて低利資金が成立つ云云云々でありますか

○議長(中島盛彦君) 少し高聲に御願ひ致します

○桑原謙助君 土地家屋の担保が無ければ低利資金が出来ないやうに思ひます、唯今委員長の説

(24)

港費も計上したが其時はまだ萬國橋の架換も確定して無つたので案として政府に出しても何日から使ふか云云云々になるに困るから云云云々のので最初の提案に除かれてある、然るに今日では萬國橋の改築は愈々最近に實現すると思はれる従つて築港費も必要になりました、而し今提案した低利資金を討議するに於て、是だけが天津居留民の要する全部でなく、茲に出来たものは其一部であつて、是が出来たならば土木費の國庫補助云云云々も御願しなければならぬ萬國橋のことも御願しなければならぬ、是等は尚ほ皆々研究して御願した方が好い云云云々考へて居ります、此問題は今形に於て行ける、今日の臨時民會に於て最初の目的を變更して契約の變更をさせますことは幾かでない云云云々考へますが、實行上のことは三月の通常民會迄に具体案を決定する考でありますけれども借入金を使用する期限は約一年間即ち十二年十二月迄に用途を極めれば可いのであるから、現在の事情も異なつて居るのであります、若し實行上研究の結果が土地を買入る、より以上居留民の利益を圖ることが出来れば、政府なり貸主に是を譲ることが絶対に出来ないのではないのであります、只今日此に此餘項の變更を望まれることにならぬ、愈出来る段になつて自分の都合の好い事に變へたい云云云々になるので、將來の種々の交渉の上にも悪影響を及ぼす次第でありますから、今晚は此儘にて皆様の満場一致の御承認を得たいのであります

○議長(中島盛彦君) 御質問ありませぬか

○増田泰興君 一寸伺ひますが、唯今の御説明に依りますと政府の諒解を得れば他の用途に使ふことが出来ないことでもない、大体は土地家屋の買収が目的である云云云々であります、それに就て少し伺ひますが、土地家屋を買収するに就ても最も有利に使用したいのが希望であります、唯今伺ひますと數年前からの土地建物會社の關係もあるやうであります、さう致しますと買収するに就ては數年前の地價であれば出来るが、今日に於て買収するには幾ら云云云々相當の差額がありはしないか考へる、數年前の御話の時に買収すれば是だけ云云云々契約があれば、吾々としては夫れを基礎として一應御交渉になつた方が好からうと思ひますが、其邊の御考は何うでありますか

○白井行政委員議長 此民團が引取つて請願書を出した時は百七十萬圓で十萬坪を買ふ云云云々であつて、それは正式に地主の協定を経た譯ではないが、當時の事情は其位の値段で手離すことは苦情も無つたのであります、今日は相當に騰貴して居れば、今日は餘程冷靜公平に評價して行かなければならぬ、今具體的の案はございませぬ

○大澤人之助君 一寸伺ひますが、此特別會計の所に上海通用銀云云云々で計算が出て居りますが、是は民團の會計は上海の銀で支拂するのであるか、或は天津銀でやるか、將來困難が生じはしませぬか

○白井行政委員議長 實は私も出来れば天津の通用銀にして貰ひたいと交渉したのであります、東亞興業が現に有つて居るものは上海兩でありますので、それに依つて計算して行かなければならぬことなるのであります

○桑原謙助君 伺ひますが、契約書に依るに、土地家屋云云云々のものが担保になつて低利資金が成立つ云云云々でありますか

○議長(中島盛彦君) 少し高聲に御願ひ致します

○桑原謙助君 土地家屋の担保が無ければ低利資金が出来ないやうに思ひます、唯今委員長の説

(25)

明に依るに、土地家屋を買ふ爲めに低利資金が成立したのである云ふことであるが、他に種々要求があるにも拘らず、土地を買ひ、家屋を買ふ外には使ふことが出来ない云ふことであるれば、其土地家屋を買つて置いて、利益其他に因つて收支計算の立つものであるか、何ひたい。

○日井行政委員議長 先刻も申す通り、請願の順序は土地を買ふ爲めに云ふことであるが、何ひたいしやう云ふことであるか、更に下水土木費の國庫補助を請願致しました場合に此第一次の土地の金が割つた云ふことなるに第二の方に廻して宜からう云ふ話にもなりませうが、土地を買ふことが出来ないで金が割つた云ふことになれば、其時復た御相談の途があると思ふが、最初から何にでも使へる云ふやうな請願が出来ないのであります、最初の趣意が不動産を持たし、永作的の觀念を有たしめる云ふことから来たのであるから、今日租界の事情は異つて居るが、此契約は其目的を徹底することにしなければならぬ、唯今の御話のやうなことは御相談の出来ないことも無いと思ひます、又土地を買取つて置いて、其爲めに利息を拂つて引合つかさか云ふことであるが、それは無論其土地を利用するには第二の計畫を立てなければならぬ、其計畫の如何に依りては有力なる財源の一になると思ふ、民間が損をする云ふことも無いと思ふのであります。

○桑原鐵助君 唯今の御話に依るに、土地家屋買取の爲めであるから、割つた場合には他に使へるが、唯今百萬弗の土地を何うしても買はなければならぬ云ふことなるのであります。

○日井行政委員議長 其値段に就ては心配して居ります、何でも土地を買はなければならぬ、高いものでも買はなければならぬ云ふ事はありません此土地の買取云ふことに就ては監督官廳の御監督を願ふことになつて居りますから、これだけは是非買はなければならぬ云ふことになつて居らぬ、其邊は貸主に對して遺憾申したいと思ふので、三月の通常民會に於て研究の上良き案が案出されたならば、之を轉用する請願が出来ないものでも無い云ふことを申上げて置きます。

(26)

○佐藤政作君 討論の余地も無いやうでありますから、第二讀會に移つては如何ですか

(「ノー」及び解からぬ呼ぶものあり)

○眞藤兼生君 此原案には償還方法として十七年から二十三年迄決定されて居りますが、是は民間の歳入を以てやられる云ふには、如何なる御成算があつて償還されるのでありますか

○日井行政委員議長 是は民間の歳入云ふのは民間の全部の歳入を指してあつて、今年度から始めた電燈の収入も一であります、是が豫定の通り土地の買取に使はれた場合、土地家屋から収入する貸下料も當然之に使はれるものであります、漠然と民間歳入云ふしてあります、此償還期限を十二年としたのは、民間の向ふ十五ヶ年の財政計畫を豫想して負担し得る額を出したのであります、東亞興業の如き七箇年等償還にして貰ひたいと言つたのであります、民間の將來の財政から申す、初の中は却々困難であり、終りになつて大きくなることは構はぬ云ふことで斯うなつたのであります、細かい点は御必要ならば尙説明致します。

○小宮山 察君 先程から各議員の質問に對する日井委員長の御説明になつて居ることに就て一の疑問が起つたのであります、最初の説明に依るに、埋立方面の土地を買ふ爲に百萬圓の金を借りた云ふことになり、表面はアトの金を借る都合があるから其用途のことは研究が出来ると云ふことには言はれて居るが、之を如何なる方面に使ふ云ふことを御説明を願ひたい。

○日井行政委員議長 繰返し申すやうに、使途は具體的の案は出来て居らぬから明確に御答する

(27)

これは出来ない、茲に御協賛を仰いで居るの土地家屋及民間所有地上の家屋の三種に限られたことに依つて御承認を得たいのであります、斯う云ふ事に使ふから云ふことで請願したのであるから、それでなければ問題にならない、數年前の請願を打切るより他に無いので、外に使ふ請願なれば更に爲なければならぬ、此提案の目的は此處に書いてある條項に依つて承認を得たいのであります、併し行政委員會は土地許りに進んで行くのでなく、種々の事情を考慮して最善の案を樹て、其次第に依つては更に變更なり請願をしたならば宜からうと思ふ、或は少し猶いと思はれるかも知れぬが、今日行政委員會の有つて居る意見はさうであります。

○大澤大之助君 私は質問ではないが、今晚は借入金をするか否か云ふことの會議であるが日本人の議員は大抵心得て居りますが、中華民國人には其趣意が徹底しないが爲めに借入不賛成の説があるやうに聞こゝる……

○議長(中島盛彦君) 御意見ならば少し後に願ひます。

○大澤大之助君 民間人に徹底するやうにして貰はないと多數決になると思ふ。

○議長(中島盛彦君) 他に御質問があればさうか

(發言者なし)

御質問ありませんか

(無しと云ふ者あり)

それでは討論を許しますが是で十分間休憩を致します

(午後十時休憩)

(28)

○午後十時十六分再開

○議長(中島盛彦君) それでは開會致します(拍手起る) 第一讀會の續きで討論に入りますから御意見があれば此際御述べを願ひます

(發言者なし)

御意見も無いやうでありますから、附議して居る第一、第二、及第三の各議案を、附帯契約書と共に議會省認可決定して御異議ありませんか

(異議なしの聲起る) (拍手起る)

それでは多數承認を、只今の通り可決確定致します

(拍手起る)

○森川照太郎君 此度の低賃借人は民會多年の希望でありましたが、今回芽出度成立するを得ました、本日の臨時民會の決議に依つて急決定になりましたことは租界の爲めに慶賀すべきこと、存じます、それに就ては民間は此低賃に御盡力された委員諸君の勞を深謝すべきことと思ふ、尙ほ同時に此國債の成立に盡力して呉れた之を内にしては監督官廳、之を外にしては日本の外務省、大藏省及び借款の相手方たる東亞興業會社に向つても謝意を表することは至當のことであると思ふ、就きましては其形式は行政委員會に一任して其目的を達して貰ひたい、皆様の御賛同を得れば光榮に存じます、それを決議して決を採つて貰ひたいと思ひます

○藤田語郎君 森川君の説に賛成であります、行政委員會から遣ることは面白くないから民會から行つて貰ひたいと思ひます

○森川照太君 藤田君の説は御尤でありますから、行政委員に一任するに云ふことは撤回致しまして、民會議長に一任したいと思ひます
○議長(中島盛彦君) 森川議員から緊急動議があつて御聞及の通り、團債借入に就て御盡力になつた各方面に對して民會議長の名を以て謝狀を送ることに御賛成でありますか

(賛成の聲を拍手起る)

それでは御賛成の如く決定致します尙ほ閉會に先だちまして一言私は不肖ながら民會議長として、此低資借入に就て盡力せられました行政委員并に各委員に對して其勞に酬ゆる爲に謝辭を呈したいと思ひます、申す迄もなく今回の低資借入は國庫補助の變形したものであります、内外共に多事多端の際殊に不景氣の今日に於て百萬兩即ち七十三万兩を借受けるべく、當局の御援助に依つて東亞興業會社との間に契約の結ばれた事は我租界の爲に慶賀すべきことである、茲に殆ど満場一致を以て決議になりましたので此の契約も成立し、且つ之より借入の手續も遂行せられること存じます、其の使途に就ては本々も種々御意見のある方があつたやうに伺ひますけれども、是は白井議長から言明された如く既に年度代りも近づきましたから種々研究して具体案を來月の通常民會に懸けられ、且つ慎重審議して其の使途を定められたいと思ひます、而して此低資借入に就て最も心血を注いで盡力されたのは白井議長、并に遺憾ながら此席に居られませぬが、大木君であります、最初は白井君と大木君と屢々東京に往かれて此運動を開始されたのであります、我が總領事の到らざるなき御幹旋に在京有志の大なる後援の下に巧妙なる運動を進められて此目的を達せられたのであります、從て吾々が正十年の通常民會に於て可決したことを茲に實現した次第でありまして行政委員各位の努力に對しては深

く感謝しなければならぬと思ひます大木君は御承知の様な状態でありましたが、私の心情として斯る場合に於ける人の功罪を論ずるものこそば、大木君に對しても運動當初からの功勞を思ひ厚く謝辭を述べたいと思ひます、茲に民會議長として御禮を申述べる次第であります

(拍手起る)

それでは是で閉會致します

(午後十時三十二分閉會)

(80)

(99)

科	出	備	考
一、土地家屋買收費	計	日本專管居留地内土地家屋買收ノ爲メ	
	計	410,000.00	

契約書

東亞興業株式會社(以下會社ト稱ス)ハ天津日本居留民團(以下民團ト稱ス)ニ對シ民團カ天津日本專管居留地内ノ不動產ヲ購入スル資金トシテ上海通用銀七拾參萬兩ヲ貸附クルニ付會社ト民團トノ間ニ左ノ條項ヲ契約ス

第壹條 本契約ニ依ル貸附金ハ上海通用銀七拾參萬兩トシ民團ノ領收書引換ニ上海ニ於テ交付スルモノトス

第貳條 前項ノ貸附金ハ本契約ノ效力發生ノ日ヨリ三週間以内ニ會社ヨリ民團ニ交付スル者トス民團ハ本貸附金ヲ上海又ハ天津ニ於ケル橫濱正金銀行支店ニ預金シ第四條ニ規定スル使途ニ關シ支拂ヲ要スルニ至ル迄是ヲ引出サルモノトス

第參條 前項ノ預金ハ本貸附金ノ擔保トシテ民團ハ會社ニ對シ實權ヲ設定シ右ニ關スル必要ノ書類ハ別ニ民團ヨリ會社ニ交付スルモノトス

第肆條 民團ニ於テ第貳條ノ預金ヲ引出サントスル時ハ第五條ニ規定スル計畫書ヲ會社ニ提出シ其承認ヲ求メタル上所要銀額ニ對スル實權ノ解除ヲ受クルモノトス

(86)

第肆條 本貸附金ノ使途ハ天津日本專管居留地内ニ於ケル土地及土地附家屋及民團所有地上ノ家屋ノ買收ニ限ルモノトス

第伍條 前條ノ不動產買收ハ買收スヘキ不動產ノ種類數量價格及管理法ニ付キ豫メ計畫書ヲ作成シ民團ニ於テ天津總領事ノ承認ヲ受ケ然ル後居留民團法及居留民團法施行規則ニ準據シ是ヲ實行スルモノトス

第陸條 本貸附金ヲ以テ買收シタル土地家屋ハ民團ニ於テ本契約ニヨル債務ヲ完済スルニ至ル迄前項ニ關スル擔當權設定ノ手續ニ代ユルカ爲メ民團ハ前項ノ不動產買收ニ依リ取得シタル權利ヲ證明スル地勢其他ノ書類ニ日附無キ謄譯證書及名義書替申請必要書類ヲ添ヘ還滯無ク是ヲ會社ニ提供スルモノトス

第柒條 本借入金ハ大正十六年十二月十九日迄是ヲ據置キ大正十六年十二月二十日ヨリ大正二十三年十二月二十日迄毎年十二月二十日ヲ以テ附表規定ノ通り上海ニ於テ分割償還スルモノトス

但民團ハ前項ノ附表規定額ノ外隨時隨意ノ金額ヲ償還シ附表規定額ノ最終年度分ヨリ順次廻リテ其償還ニ充當スルヲ得ルモノトス

第捌條 大正十二年十二月三十一日ニ於テ第貳條ノ預金ニ殘額ヲ存スル時ハ民團ハ該預金殘額ニ相當スル本貸附金ニ對シテ期限ノ利益ヲ失ヒ右預金殘額ヲ以テ本貸附金ノ擔當ニ充當セラル、モ異議ナキモノトス

第玖條 本貸附金ノ利率ハ年率五分五厘即上海通用銀壹百兩ニ付上海通用銀五兩五錢ノ割合トシ

(87)

每年六月二十日及十二月二十日ノ二回ニ前六ヶ月分ヲ上海ニ於テ民團ヨリ會社ニ支拂フモノトス

但六ヶ月ニ滿タサル場合ハ日割計算ニ依ルモノトス

本契約ハ民團ニ於テ居留民團法及居留民團法施行規則ニ依リ本民團債ヲ起スニ付居留民團ノ議決ヲ經監督官廳ノ認可ヲ得タル時其效力ヲ發生スルモノトス

民團ハ本契約調印ノ日ヨリ二ヶ月以内ニ前項ノ認可ヲ受クヘキモノトス二ヶ月以内ニ認可ヲ得サル時ハ本契約ハ無効トス

右契約ノ證トシテ契約書正本一通謄本二通ヲ作製シ兩當事者署名捺印ノ上正本ハ會社是ヲ所持シ謄本ハ民團其一通ヲ所持シ一通ヲ天津總領事館ニ提出スルモノトス

大正十二年一月十日

東亞興業株式會社
 常務取締役 白 岩 龍 平
 天津日本居留民團
 代表 白 井 忠 三

(88)

附表

償還金額	償還期日
一 銀參萬六千五百兩也	大正拾七年拾貳月貳拾日
一 銀五萬八千四百兩也	大正拾八年拾貳月貳拾日
一 銀八萬參百兩也	大正拾九年拾貳月貳拾日
一 銀九萬八千五百五拾兩也	大正拾拾年拾貳月貳拾日
一 銀拾壹萬六千八百兩也	大正拾壹年拾貳月貳拾日
一 銀拾五萬參千參百兩也	大正拾貳年拾貳月貳拾日
一 銀拾八萬六千五百五拾兩也	大正拾參年拾貳月貳拾日